

令和3年度指導監査（検査）結果報告書について

1 目的

- (1) 社会福祉法人や福祉サービス事業者等における問題の早期発見と自主的な改善の取組への有効活用を促す。
- (2) 福祉サービスが抱える課題や区の取組を区民にお知らせし、地域の社会福祉法人、福祉サービス事業者等に対する一層の理解を得る。

2 指導監査（検査）の視点

- (1) 社会福祉法人  
改正後社会福祉法に基づく経営組織の確立、事業運営の透明性の向上等
- (2) 福祉サービス事業者等  
施設等の適正な運営、提供サービスの質の維持向上、給付の適正化等

3 構成

- こども家庭部所管の保育所・保育施設等の指導検査結果と合わせて共同作成
- (1) 第一章 指導監査（検査）の概要（1ページから5ページ）
    - ア 指導監査（検査）の体系・流れ
    - イ 令和3年度の概況
  - (2) 第二章 指導監査（検査）の結果（6ページから30ページ）  
社会福祉法人、介護保険サービス・障害福祉サービス事業者等及び保育所・保育施設等における実施状況、主な指摘事項、好事例
  - (3) 第三章 資料編（31ページから66ページ）
    - ア 社会福祉法人・福祉サービス事業所一覧
    - イ 令和4年度指導監査（検査）実施方針等

4 指導監査（検査）実施状況（「第二章 指導監査（検査）の結果」から抜粋）

	対象数	監査・検査数	文書指摘数
社会福祉法人	19 法人	5 法人	4 法人
介護保険サービス事業者等	885 事業所	66 事業所	44 事業所
障害福祉サービス事業者等	539 事業所	49 事業所	33 事業所
保育所・保育施設等	252 事業所	100 事業所	54 事業所

(対象数：令和3年4月1日現在)

## 5 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置期間中の指導監査（検査）  
社会福祉法人については一部延期とし、福祉サービス事業者等については施設利用者のいない事業所（訪問介護、居宅介護支援等）を中心に実施
- (2) 集団指導  
オンライン形式、書面形式により実施

## 6 公表・活用方法

- (1) 区ホームページに掲載する。
- (2) 社会福祉法人及び福祉サービス事業者等への指導監査（検査）、連絡会等の集団指導にて活用する。